

令和7年度 宇陀市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和8年2月26日（木）14時00分～15時30分
2. 場 所：宇陀市人権交流センター 1階研修室
3. 出席者

委員（8名）： 丸岡 伸作 会長（宇陀市人権教育推進協議会会長）
中井 陽子 副会長（人権擁護委員代表）
石角 友恵（宇陀市女性の会代表）
森本 鶴美（部落解放同盟宇陀支部協議会代表）
吉本 健（南都銀行榛原支店支店長）
松村 徳子（大阪大谷大学非常勤講師 DV相談員）
辻本 博一（宇陀商工会会長）
森本 陽子（自治労宇陀市職員労働組合代表）

事務局：幸田市民環境部長、小野人権推進課長、松尾人権推進課調整員

欠席委員（4名）： 佐々木 育子（弁護士）
中田 ひとみ（性と生を考える会）
児島 康紀（宇陀市校長会会長）
鍛冶本 克彦（公募委員）

1. 事務局開会挨拶および資料確認

事務局より開会を宣言。

本審議会の法的根拠および目的について説明。

審議会の位置付け：

宇陀市男女共同参画推進条例（第19条～21条）に基づき、本審議会が「男女共同参画計画」の策定、変更、施策の進捗状況について調査審議し、市長に答申する重要な位置づけ。令和8～9年度にかけて策定予定の次期計画（第3次）に向けた課題整理を行う。

2. 委員自己紹介

各委員より、活動状況や男女共同参画に対する現状認識が示された。

幸田市民環境部長挨拶

- ・ 令和7年4月より「宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入した。
- ・ 昨年末の男女共同参画集会（筒井淳也氏講演）では、多様な家族の形について理解を深めた。
- ・ 依然として自治会長等の地域役員に占める女性割合が低い。市としては、持続可能な社会の基盤として「ジェンダー平等」の視点を強化し、令和8～9年度にかけて次期計画（第3次）の策定を進めていく。

3. 会長および副会長の選出

条例第 23 条の規定による委員の互選により、以下の通り決定した。

- ・ 会 長： 丸岡 伸作 委員
- ・ 副会長： 中井 陽子 委員

【審議】

○ 令和 6 年度男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況報告

事務局より、概要版に基づき「5 つの基本目標」に沿った施策の進捗を報告。

① 欠席委員（中田委員）からの書面意見報告

1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度： 住民要件の緩和や住民票続柄への記載工夫、利用可能サービスの一覧化、職員の対応力向上（ハンドブック作成）を提言。
2. 表現指針（ガイドライン）の策定： ジェンダー平等のメッセージを伝えるための指針作りと、市役所だけでなく企業や教育現場への普及を提言。
3. 災害時における多様な視点： 避難所でのマイノリティへの配慮や、分かりやすいマニュアル・チェックリストの整備を提言。

② 主な委員発言（意見交換）

・ 概念の整理と教育が重要：

ジェンダーに関する理解について「セクシャルマイノリティ（LGBTQ）の問題」と誤解している傾向がある。本来の課題は、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定的役割意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消である。これらの意識（偏見）は、幼少期からの教育や社会慣習の中で形成され、すべての人の行動や選択に影響を与え、生きづらさにもつながっているため、教育や地域社会において意識改革を進められたい。

こども園での研修不足が課題として挙がっているが、保育士や教育者がこの意識を持つことが、次世代の意識変革に直結する。幼少期の環境は価値観形成に大きく影響するため、保育士や教職員がジェンダー意識を持って子どもに接することが重要である。一方で、現状においては職員研修の実施状況に課題が見られ、十分な取組が行われていない項目も確認できる。今後、保育士及び教職員に対する研修の充実を図るとともに、無意識の偏見への気づきを促し、性別による固定的役割分担にとらわれない教育環境の整備を、更に推進されたい。

・ 病後児保育の利便性向上：

利用実績が「ゼロ」となっている点について、利用要件（体温設定や医師の証明等）のハードルが高く、保護者が使いにくい現状がある。令和 8 年 4 月の榛原こども園統合に伴う「こども家庭センター」併設により、病児保育を含めた体制の柔軟化と人員確保を強く要望したい。

- ・ **ワークライフバランスと企業内保育：**

市内一般企業での保育施設設置は困難だが、働き手の確保には不可欠な視点。行政としても、他市の先進事例や公立・私立（しらゆり保育所等）のノウハウを共有し、多様な預け先の確保を検討すべきと考える。

- ・ **評価手法の改善：**

現在の自己評価（内部評価）に加え、市民アンケートや第三者による外部評価との乖離を検証すべき。PDCA サイクルを形骸化させず、評価結果を翌年の予算や施策に反映させる仕組みを回されたい。

- ・ **地域の意識と慣習：**

自治会やスポーツ現場（野球の審判やお茶当番等）において、「男性が代表、女性は補助」という役割分担が根強く残っている。PTA 等では女性が実質的に運営を担っていても、役職名義は男性という例もあり、意識の壁を壊す啓発活動を継続する必要がある。

啓発を「週間」などの一定期間にとどめず、いろんなところに紹介、掲示、掲載していくことも大事。時代に合う媒体を利用し常に見ていただけるような形に工夫されたい。

- ・ **次期計画への要望：**

次期計画の策定にあたっては、令和 6 年 4 月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえた施策の反映が必要。困難を抱える女性の中には、複合的な要因により課題が深刻化しているケースがあることから、多様なニーズを的確に把握し、計画に明確に位置づけることが重要である。実効性のある支援施策の構築に向け、具体的な取組の検討をされたい。

その他報告事項

- ・ **女性の登用状況：**

審議会委員（24.4%）、市役所管理職（一般行政職：9.1%）ともに前年度より低下している。一方、市議会議員は 25%（12 名中 3 名）となった。自治会における世帯主（男性）中心の構造をどう変えていくかが共通の課題である。

- ・ **今後のスケジュール等**

令和 8 年度・9 年度：第 3 次男女共同参画計画の策定作業。

令和 10 年度：新計画スタート。

4 月 11 日：人権を確かめあう日市民の集い（人権交流センター）開催。

丸岡会長総括

本日の審議を通じて、改めて「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」が教育、地域、労働のあらゆる場面に存在していることが浮き彫りになった。自己評価の客観性を高め、計画を形だけに終わらせず、市民や現場職員に届く形にすることが重要である。次期計画では「男女共同」という言葉の枠を超え、多様な性を包括できる先進的な視点を盛り込むことを期待する。

以上